

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年8月19日
【事業年度】	第34期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	シンワオックス株式会社
【英訳名】	SHINWA・OX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 勝弘
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号
【電話番号】	大阪06(6683)3101
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 高松 浩二
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号
【電話番号】	大阪06(6683)3101
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 高松 浩二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月29日に提出いたしました第34期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に記載誤り及び記載もれがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第7 提出会社の参考情報

##### 2 その他の参考情報

##### (5) 臨時報告書

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第7【提出会社の参考情報】

#### 2【その他の参考情報】

##### (5) 臨時報告書

##### (訂正前)

平成21年6月12日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（提出会社の親会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成20年6月10日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成20年7月29日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（売上高に影響を与える吸収分割の決定）に基づく臨時報告書であります。

平成20年7月30日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号（純資産に影響を与える取立不能又は取立遅延の発生）に基づく臨時報告書であります。

平成20年8月11日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

平成20年10月28日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成20年11月4日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成20年11月5日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

平成21年2月16日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

平成21年5月20日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。  
平成21年6月12日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

（訂正後）

平成20年4月30日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成20年5月16日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。  
平成20年6月10日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成20年7月29日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（売上高に影響を与える吸収分割の決定）に基づく臨時報告書であります。  
平成20年7月30日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号（純資産に影響を与える取立不能又は取立遅延の発生）に基づく臨時報告書であります。  
平成20年8月11日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。  
平成20年10月28日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成20年11月4日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成20年11月5日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。  
平成21年2月16日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。  
平成21年5月20日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。  
平成21年6月12日近畿財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

以上